

令和2年度

足立区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業
応援サービスガイド

《本ガイドによるサービス利用期間》令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

令和2年度足立区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業 応援サービス一覧

- 応援サービスを利用する場合は、区民参画推進課へ連絡をお願いします。
- 各サービスの申請書類には、認定証の写しを添付してください。
- ★の取得数により、サービスの有無・回数が変わりますのでご了承ください。

応援サービスの内容		ページ	担当部署名
1	一般事業資金にかかる融資金利の優遇	3	足立成和信用金庫
2	指定管理者制度の業者選定時の加点	4	契約課 工事契約係 物品契約係 各施設所管課
3	施工能力審査型総合評価方式による競争入札時の加点	4	
4	公募型プロポーザル方式による業者選定時の加点	4	
5	男女参画プラザ施設の無料貸出	5	
6	出前講座の講師派遣	6	区民参画推進課 男女共同参画推進係
7	新任者向けビジネスマナー研修	7	
8	労働条件セミナー	7	
9	専門家派遣	8	
10	認定企業の取組みをPR	8	
11	生涯学習施設・スポーツ施設の使用料減額	9～10	生涯学習支援課 スポーツ振興課
12	中小企業が区のあっせん融資を利用する際、信用保証料の一部を補助	11	企業経営支援課 相談・融資係
13	あだち産業センター3F交流室の無料貸出	12	

各種応援サービスは令和2年12月1日現在の内容であり、事業見直し等により変更となる場合があります。

当応援サービスは、区が実施する既存の事業について、認定企業向けに拡充措置を設けることで提供しているものです。

応援サービスに関する全般的なお問い合わせは区民参画推進課までお願いいたします。

足立区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業 応援サービス利用の流れ

(1) あだち産業センター3階交流室、生涯学習センター及び地域学習センター、総合スポーツセンター等の貸出施設を利用する場合

① 認定企業は、利用施設の予約を行う。
予約の際に施設担当に「ワーク・ライフ・バランス認定企業であり
応援サービスを利用する旨」を伝える。
※申請の際は認定証の写しを提出する



② 認定企業から、応援サービスの利用について、区民参画推進課に
連絡する。(電話 03-3880-5222)



③ 区民参画推進課は、速やかに各担当課へ応援サービス利用について
情報提供を行う。



④ 各担当課が、認定企業に対して応援サービスを付与する。

※詳しくはP12(あだち産業センター3階交流室)、P9~10(生涯学習センター及び地域学習センター、総合スポーツセンター)をご覧ください。

(2) その他の応援サービスを利用する場合

認定企業は、利用したいサービスの担当部署に「ワーク・ライフ・バランス
認定企業であり、応援サービスを利用する旨」を伝える。
※利用の際は認定証の写しを提出する

ご連絡・お問合せ

足立区区民参画推進課(男女参画プラザ)

電話:3880-5222 FAX:3880-0133 Eメール:danjo@city.adachi.tokyo.jp

1. 足立成和信用金庫による足立区中小企業融資(一般事業資金)の金利優遇

足立区が実施する中小企業制度融資(一般事業資金)を利用する際、金融機関を足立成和信用金庫に指定した場合、★の取得した数に限らず、融資金利が足立成和信用金庫所定金利から0.25%優遇されます。詳しくは、足立区中小企業融資取扱いの足立成和信用金庫各支店にお問い合わせをお願いします。

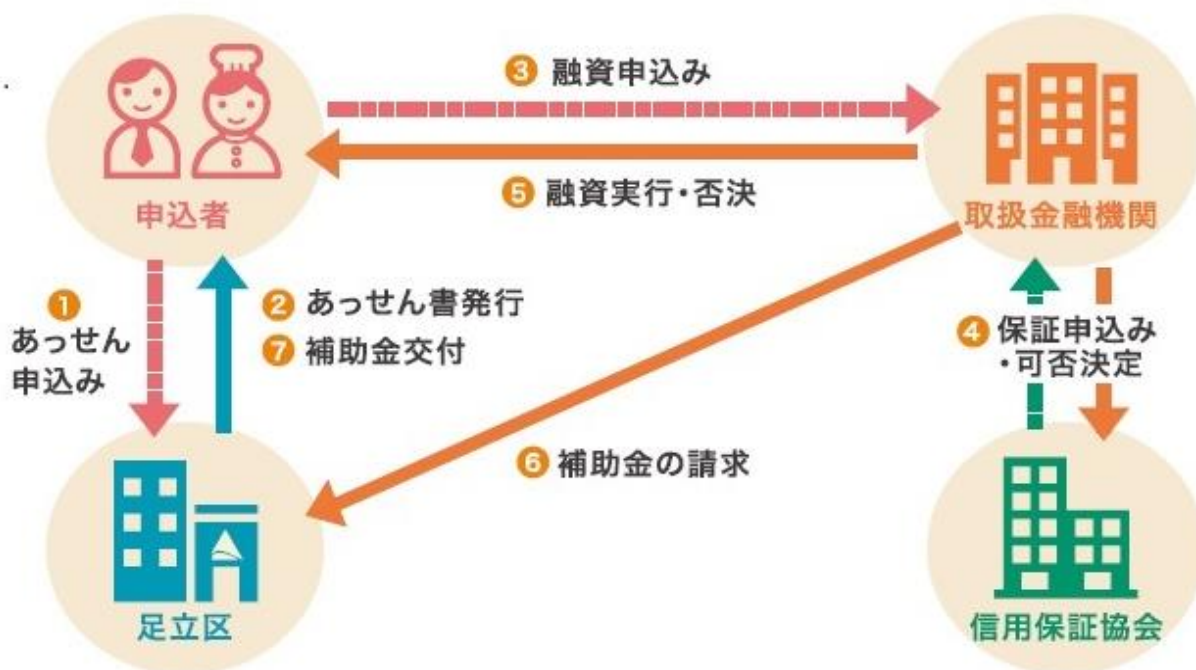
手続きの仕方

※足立成和信用金庫で金利優遇を受けたい方は、下記フロー図の金融機関は足立成和信用金庫となります。

- 1 区にあっせん申込みの際、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」の写しを提出してください。
- 2 融資申込みの際、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」の写しを提出してください。

(下記「中小企業融資のフロー図」の①③)

中小企業融資のフロー図



- ①融資を申し込む金融機関を決めて、区の窓口へ【企業経営支援課相談・融資係 TEL3880-5486】
- ②区が金融機関への融資あっせん紹介書を発行
- ③区の融資あっせん紹介書と申込書を金融機関に提出し融資申込み
- ④信用保証協会が経営状況などを審査し、保証の可否などを決定
(東京信用保証協会千住支店:千住仲町 40-10 TEL3888-7231)
- ⑤融資の実行 ※申込者が支払うべき信用保証料は融資額から控除
- ⑥金融機関申込者の委任を受け信用保証料補助金を区に請求
- ⑦⑥をうけ2~3ヶ月後に信用保証料補助金を申込者口座に振り込みます。

※足立区中小企業融資(一般事業資金)の利用条件、融資限度額及び必要書類等については、足立区企業経営支援課相談・融資係(TEL3880-5486)にお問い合わせをお願いします。

2~4. 一部の区契約における業者選定等での評価

(★★★のみ対象)

ワーク・ライフ・バランスを一部の区契約における業者選定等の評価項目のひとつとします。

WLB 推進認定企業は

区の一部の契約等における業者選定の際に有利になります。(★★★のみ対象)

※対象とならない契約もあります。

対象となる契約等と優遇措置

対 象	支援内容
2 指定管理者制度の業者選定時の加点	指定管理者選考における第一次選考(書面審査)時の評価項目として、総評点の2%を割合加点
3 施工能力審査型総合評価方式による競争入札時の加点	総合評価方式の施工能力評価項目のうち、地域貢献点として、認定企業に1点の加点
4 公募型プロポーザル方式による業者選定時の加点	提案書提出者を選定するための基準(公募型のみ適用)のうち、評価項目(社会的貢献度)の指標で割合加点

その他

公募型プロポーザル方式の契約においては評価の対象とならない場合もあります。

<お問い合わせ先>

契約課

工事契約係 TEL:03-3880-5832

物品契約係 TEL:03-3880-5833

※指定管理者選定については、各施設
所管課にお問い合わせください。

5. 男女参画プラザの貸出施設の貸出(年間最高5回まで)

エル・ソフィア内にある男女参画プラザの貸出施設(3室)を無料で利用できます。

WLB 推進認定企業は

エル・ソフィア内にある男女参画プラザの貸出施設(3室)を無料で利用できます。

★の数に応じ、年間(12月1日から翌年11月30日まで)最高5回まで利用できます

【 ★…1回 ★★…3回 ★★★…5回 】

(通常は、登録団体のみへの貸出)

対象となる施設

場 所: 男女参画プラザ(エル・ソフィア2階)

〒120-0851 東京都足立区梅田七丁目33番1号

TEL: 03-3880-5222

利用時間: 午前9時～午後9時30分 年末年始、施設点検日を除く

○サークル室(定員20名)

○ボランティア・ビューロー(定員20名)

○介看護室(定員20名)

利用の手順

①利用日2ヶ月前の1日から利用日の前日までに、電話または窓口へお申込みください。(土・日・祝日不可)

例) 10月3日に利用予定の場合、8月1日から予約可能

②利用日に、「WLB 推進企業認定証」のコピーをご提示のうえ、窓口で鍵をお受け取りください。

※男女参画プラザの閉庁時には、梅田地域学習センター1F受付で鍵をお受け取りください。

<お問い合わせ先>

男女参画プラザ

(区民参画推進課男女共同参画推進係)

TEL: 03-3880-5222 FAX: 03-3880-0133

✉ danjo@city.adachi.tokyo.jp

6. 従業員研修のための講師を無料で派遣(出前講座)

(年間最高4回まで)

従業員向けに研修や勉強会を開催する際に、講師を無料で派遣します。

WLB 推進認定企業は

従業員のキャリアアップや健康づくり等をテーマとした講座・研修のための講師を無料で依頼できます。

★の数に応じ、年間(12月1日から翌年11月30日まで)最高4回まで利用できます

【 ★…2回 ★★…3回 ★★★…4回 】

対象となるテーマ

ワーク・ライフ・バランスに関すること、従業員のキャリアアップや健康づくり等
例) 時間管理術、社会保険制度の基礎知識、コミュニケーション向上、メンタルヘルス
健康管理、災害対策、タイムマネジメント など

※なるべくご希望に添えるよう対応しますので、お気軽にお問い合わせください。

利用の手順

- ①テーマや希望日時が決まったら、男女参画プラザにご連絡ください。
申込書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。
- ②テーマ・希望日時に合わせて、男女参画プラザが講師を選定し、派遣します。

留意すること

- ・原則として、希望日の3ヶ月前までにお申込みください。
- ・会場は、企業様でご用意ください。
- ・パソコンやプロジェクター等講座に必要な備品については別途相談します。
- ・他の応援サービス(施設の無料または減額貸出)と併用できます。

<お問い合わせ先>

男女参画プラザ

(区民参画推進課男女共同参画推進係)

TEL:03-3880-5222 FAX:03-3880-0133

✉ danjo@city.adachi.tokyo.jp

7. 新任者向けビジネスマナー研修

新任者向けのビジネスマナー研修会を無料で受講できます。

WLB 推進認定企業は

新任者および若手従業員を対象としたビジネスマナー研修を、無料で受講することができます。グループワークを通して実践的に学ぶとともに若手社員同士の交流を図ることができます。

利用の手順

- ①区から開催のご案内をお送りします。
- ②申込書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

8. 労働条件セミナー

最新の労働関連法の情報提供の場として、年2回開催します。

WLB 推進認定企業は

頻繁に改正される労働関連法の最新情報の提供の場として、年2回開催する労働条件セミナーを無料で受講することができます。

利用の手順

- ①区から開催のご案内をお送りします。
- ②申込書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

＜お問い合わせ先＞

男女参画プラザ

(区民参画推進課男女共同参画推進係)

TEL:03-3880-5222 FAX:03-3880-0133

✉ danjo@city.adachi.tokyo.jp

9. 専門家派遣

認定企業からの申請により、専門家(社会保険労務士・中小企業診断士)を派遣します。(全認定企業対象)

WLB 推進認定企業は

認定企業が抱える労働環境や労働条件整備などの課題解決を図るため、また課題解決に向けた現状調査・分析、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた施策案の助言等を受けるため、社会保険労務士や中小企業診断士の派遣を依頼できます。

※社会保険労務士:1社につき、限度額が年度内30万円まで

※中小企業診断士:1社につき年度内5回が限度

利用の手順

- ①「足立区ワーク・ライフ・バランス専門家派遣申請書」を区へご提出ください。
- ②区職員及び社会保険労務士又は中小企業診断士が訪問し、必要な支援の確認をいたします。
- ③派遣が決定した場合、「足立区ワーク・ライフ・バランス専門家派遣決定通知書」をお送りします。
- ④専門家派遣終了後、「足立区ワーク・ライフ・バランス専門家派遣実施報告書」を区へご提出ください。

10. 認定企業の取組みを PR

認定企業のワーク・ライフ・バランスの取組み等を区の公式ホームページ等で区民や他の企業にPRします。

主な PR(全認定企業対象)

- 区の公式ホームページでの紹介
- 区民まつりにおける認定企業紹介パネルの設置

主な PR(★★～★★★★対象)

- 「ワーク・ライフ・バランス推進ハンドブック」(年1回発行)による企業紹介

<お問い合わせ先>

男女参画プラザ

(区民参画推進課男女共同参画推進係)

TEL:03-3880-5222 FAX:03-3880-0133

✉ danjo@city.adachi.tokyo.jp

11. 生涯学習施設・スポーツ施設の使用料減額

(年間最高5回まで)

生涯学習施設、スポーツ施設を利用する際は、★の数に応じ、年間(12月1日から翌年11月30日まで)最高5回まで、1回あたり半額の使用料で利用できます【★…1回 ★★…3回 ★★★…5回】。

対象となる施設

○生涯学習センター ○地域学習センター ○地域体育館 ○総合スポーツセンター

予約受付

◆生涯学習センター・地域学習センター・地域体育館・総合スポーツセンター(大体育室・小体育室のみ)

仮予約 ・利用日2ヶ月前の1日(1月は4日)から利用日の7日前(体育館は8日前)までに、電話・各センター窓口で仮予約してください。



例)10月3日に利用予定の場合、8月1日から9月26日(体育館は9月25日)の間、予約可能

WLB 応援サービス利用承認通知書 ※送付は平日のみとなります。



・仮予約後、速やかに男女参画プラザへ連絡し、利用目的等を伝えてください。
・後日、男女参画プラザから、WLB 応援サービス利用承認通知書をお送りします。

申込 ・各センター窓口で①WLB 応援サービス利用承認通知書②各施設で配布している「施設使用料減額免除申請書」③WLB 推進企業認定証の写し」をご提出し、仮予約から3日以内に利用料金をお支払いください。

◆ホール(竹の塚地域学習センター・梅田地域学習センター) ・講堂(生涯学習センター)

利用日6ヶ月前の1日(1月は4日)が抽選日です。窓口での申込は抽選日の翌日からになります。

例)10月3日に利用予定の場合、4月1日が抽選日

※ 当該利用館窓口でのみ受付

【抽選日に申込みする場合】

抽選日 ・抽選日に利用しようとする施設で抽選に参加してください。



仮予約 ・抽選に当選したら、当該施設で仮予約の手続きをしてください。



WLB 応援サービス利用承認通知書 ※送付は平日のみとなります。



・仮予約後、速やかに男女参画プラザへ連絡し、利用目的等を伝えてください。
・後日、男女参画プラザから、WLB 応援サービス利用承認通知書をお送りします。

申込 ・窓口で①WLB 応援サービス利用承認通知書②各施設で配布している「施設使用料減額免除申請書」③WLB 推進企業認定証の写し」をご提出し、利用料金をお支払いください。

【抽選日の翌日以降に申込みの場合】

上記**仮予約**→**WLB 応援サービス利用承認通知書**→**申込**の順で手続きをお願いします。

留意すること

- ・施設使用の申請は、使用団体の代表者とします。
- ・申込(仮予約・支払い)は、区内22箇所総合受付窓口で可能です。ただし、ホール・講堂の申し込みは、利用施設のみとなります。
- ・利用可能な施設は、学習室、レクリエーションホール、ホール(講堂)、体育館となります。
- ・使用料の半額は利用日の7日前までに予約した分が適用となります。
- ・施設使用料金支払い前は仮予約扱いとなります。
- ・仮予約から3日以内に支払いがない場合、予約は自動取消となります。
- ・利用当日の支払いは不可です。
- ・営利、宗教目的には使用できません。

応援サービスが受けられる施設の一覧

	施設名称	住所	連絡先	備考
1	生涯学習センター	千住 5-13-5(学びピア 21 内)	03-5813-3730	※講堂あり
2	伊興地域学習センター 伊興地域体育館	伊興 2-4-22	03-3857-6537	
3	梅田地域学習センター 梅田地域体育館	梅田 7-33-1	03-3880-5322	※ホールあり
4	興本地域学習センター 興本地域体育館	興野 1-18-38	03-3889-0370	
5	江北地域学習センター 江北地域体育館	江北 3-39-4	03-3890-4522	
6	佐野地域学習センター 佐野地域体育館	佐野 2-43-5	03-3628-3273	
7	鹿浜地域学習センター 鹿浜地域体育館	鹿浜 6-8-1	03-3857-6551	※令和3年7月下旬まで大規模改修工事のため休館
8	新田地域学習センター	新田 2-2-2	03-3912-3931	
9	竹の塚地域学習センター	竹の塚 2-25-17	03-3850-3107	※ホールあり
10	中央本町地域学習センター 中央本町地域体育館	中央本町 3-15-1	03-3852-1431	
11	東和地域学習センター 東和地域体育館	東和 3-12-9	03-3628-6201	
12	舎人地域学習センター	舎人 1-3-26	03-3857-0008	
13	花畑地域学習センター 花畑地域体育館	花畑 4-16-8	03-3850-2618	
14	保塚地域学習センター	保塚町 7-16	03-3858-1502	
15	総合スポーツセンター	東保木間 2-27-1	03-3859-8211	
16	竹の塚体育館 (スイムスポーツセンター内)	西保木間 4-10-1	03-3850-1133	

12. 中小企業融資における信用保証料の一部補助

(★★★のみ対象)

足立区の中小企業融資は、区内中小企業者に事業資金の融資をあっせんするもので、融資取扱金融機関(区内のほとんどの銀行・信用金庫・信用組合の各支店)が、東京信用保証協会の保証承諾を得て、区が定めた条件により事業資金を貸し付ける制度です。

WLB 推進認定企業は

融資の種類別の率にかかわらず限度額50万円まで補助を行います。(★★★のみ対象)

融資の種類

- ①一般事業資金 ②経営革新資金 ③経営安定資金 ④創業資金 ⑤小口零細資金
※借換資金を除く

対象・資格(法人・個人問わず) ※次のすべてに該当することが必要です

- ①1年以上継続して事業を営む中小企業であること
②足立区内に1年以上住所(法人は本店または支店登記)を有すること
③保証協会の保証対象業種を営み、営業に関し必要な許認可を受けていること
※遊興娯楽業・風俗業の一部、農林業、金融業等を除くほとんどの業種が保証対象業種に該当
④区民税(法人の場合は法人都民税)その他税金の未申告・滞納がないこと
⑤現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと。暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと

※創業資金は一部要件が異なりますので、詳しくは企業経営支援課相談・融資係にお問合せください。

申請にあたって

融資申込書等の提出先は、足立区役所南館4階企業経営支援課です。申請に必要な書類を確認のうえ、窓口までお持ちください。

※融資申込書は、足立区役所南館4階企業経営支援課及び取扱金融機関各店にあります。

信用保証料の補助内容、必要書類及びその他詳細については、担当の企業経営支援課相談・融資係にお問い合わせください。

足立区 中小企業融資

検索

<お問い合わせ先>

企業経営支援課 相談・融資係

TEL:03-3880-5486 FAX:03-3880-5605

✉ kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

13. あだち産業センター3階交流室の貸出(年間最高3回まで)

会議や研修会等であだち産業センター3階交流室を利用できます。

WLB 推進認定企業は

企業単位であだち産業センター3階交流室を利用できます。

★の数に応じ、年間(12月1日から翌年11月30日まで)最高3回まで

【 ★…1回 ★★…2回 ★★★…3回 】

※通常は複数の企業もしくは事業主によって構成された団体でないと利用できません。

施設概要

場 所:あだち産業センター 3階交流室

〒120-0034 東京都足立区千住一丁目 5 番 7 号

利用時間:午前9時～午後9時 年末年始及び臨時休館日を除き原則年中無休

定 員:50名

利用の手順

- ① ご利用の希望日時及びワーク・ライフ・バランス認定企業であることを、あだち産業センター1階産業情報室(TEL:03-3870-1221 FAX:03-3882-0886)までお申し出下さい。
ご利用希望日の3ヶ月前の月の初日～1週間前まで、予約受付が可能です。
- ②ご希望の日時の予約に空きがあれば、お電話いただいた日から3日間仮予約という形でお受け致します。
- ③仮予約有効期間内(3日間以内)に「あだち産業センター交流室利用申請書」をいずれかの方法で産業情報室に提出して下さい。
(1)Eメール (2)FAX (3)受付に持参
※提出の際には、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証の提示」または認定証の写し(コピー)を添付してください。
- ④「あだち産業センター交流室利用承認書」が交付されますので、利用日当日お持ちください。

足立区 あだち産業センター

検索

<お問い合わせ先>

企業経営支援課 相談・融資係

TEL:03-3880-5486 FAX:03-3880-5605

✉ kigyoshien@city.adachi.tokyo.jp

令和2年度足立区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業 応援サービスガイド

令和2年12月発行

発行 足立区

編集 足立区地域のちから推進部区民参画推進課

〒123-0851 足立区梅田7-33-1

TEL 03-3880-5222 FAX 03-3880-0133

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/shigoto/chushokigyo/work-life/index.html>